



「賃金制度の改正について」提案を受ける！！

7月3日、JR東労組本部は「賃金制度の改正について」の提案を受けました。
 会社は「不規則性に対する措置の充実及び乗務員勤務制度の見直しに伴う、より労働実態に応じた手当の支給ならびに制度の簡素化による事務作業の効率化等を目的」とし、増額する手当と廃止する手当等を提案しました。
 また、「生産性の向上」「社員還元の更なる充実」「会社の持続的な成長」の3つを掲げ、平成30年度末のダイヤ改正に合わせて実施する予定であるとしています。

■今回改正の概要

①深夜早朝勤務手当の見直し（全社員に適用）

- ・支給要件の一部変更（乗務員も支給対象とする、超勤との併給要件の一部緩和）
- ・支給額の増（一律300円アップ）※都市手当支給地の250円加算を廃止する

深夜帯	拘束時間	始終業時刻	①	②	③
労働時間が深夜帯に4時間以上			2,300	2,100	1,900
拘束時間が深夜帯全て含む			2,300	2,100	1,900
拘束時間の一部が深夜帯			1,650	1,500	1,350
	拘束10時間以上		1,300	1,200	1,100
	拘束8時間以上	5:00~7:30 18:30~22:00	1,150	1,050	950

一律300円アップ

現行11時間を10時間に緩和

①施設、電気の屋外作業
 ②信号扱い、輸送指令等
 ③その他
 ※今改定で、乗務員と構内入換乗務員は③に該当となる

連続深夜加算額を、2夜目以降1,700円で統一
 ※乗務員手当の連続加算額に合わせる。

勤務指定で休日勤務が指定された場合、又は所定勤務者の代務として臨時に当該勤務の全てに就いた場合は、深夜早朝勤務手当等と超勤手当を併給する

②乗務員手当の見直し

- ・乗務員手当（時間額）の増（一律10円アップ）
- ・乗務員手当の深夜額（A）、（B）の廃止 ※深夜早朝勤務手当とする
- ・構内入換乗務員の乗務加給と深夜額（A）を廃止
- ・構内入換乗務員に乗務員手当（時間額）を支給する



③行先地手当の廃止

その他、提案時点に確認した事項

- ・夜間看護手当についても、超勤手当との併給を条件付きで可能とする
- ・乗務員の、ワンマン加給やSL加給、キロ額については変更はない
- ・事務作業の簡素化を目指すか、この改正で直接事務の要員減とはならない
- ・出向者の特殊勤務手当も、同様に変更となる

各系統における特殊性が正しく反映された賃金を目指して、職場から意見を出し合おう！